秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年12月25日

秋田県後期高齢者医療広域連合 代表監査委員 板 波 靜 一

令和2年度定期監査報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

令和2年12月25日

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員 板 波 靜 一

1 監査の対象

秋田県後期高齢者医療広域連合事務局

2 監査した期日

令和2年11月27日(金)

3 監査の範囲

令和2年度における財務に関する事務の執行(令和2年9月30日現在)

4 監査の方法

令和2年度定期監査資料及び事務局の説明を基に、予算経理及び収入、 支出事務における合法性、経済性並びに事務事業の執行及び運営状況を 監査した。

5 監查項目

予算の執行、収入事務、起債及び一時借入金、支出事務、契約事務及 び財産管理事務

6 監査の結果

事務事業及び予算の執行について、概ね良好であると認められる。ただし、特別会計における諸収入の雑入について、第三者納付金等の債権管理に関し、関係機関との連携や情報収集を促進し、法令等に基づいた処理を的確に行うことにより、引き続き未収額の縮減に努められたい。